



あけび



2021年7月30日発行 第245号 音更町木野西通17丁目1番地
共栄コミセン1階 音更町消費者協会（事務局）TEL・FAX 67-5541



会員の皆さまへ

会長代行 副会長 辻 和義

会員の皆様、大変お世話になっております。令和3年度通常総会の終了をもって会長代行を務めさせていただくことになりました、辻です。

改めまして、自己紹介をさせていただくとともに、今後の抱負を述べさせていただきますと思います。

私は、昭和53年に札幌市で出生しました。北海道札幌南高校、北海道大学を卒業後、大学院の1年時に司法試験に合格し、1年半の司法修習を終えて、裁判官に任官しました。

裁判官として、札幌地方裁判所、福島地方裁判所郡山支部、東京地方裁判所に勤務し、東京時代には、東京地方検察庁で検察官として勤務しました。

その後、裁判官を退官し、帯広の木野村英明法律事務所にて弁護士として勤務し、6年半前に音更町の木野にて、辻和義法律事務所を開設して、現在に至ります。

私の趣味は、美味しい物を食べることに、ゴルフに行くことなどです。特に好きな食べ物はラーメンで、東京にいる時は毎週のようにラーメンの食べ歩きをしていました。

ゴルフは定期的に行っていますが、練習が足りないのか、あまりうまくありません。

その他に、国内旅行をすることも好きで、これまで行った中では、東北地方の宮城県や山形県、四国地方の香川県や高知県、九州地方の福岡県や鹿児島県が印象に残っています。

新型コロナウイルスの感染症が落ち着いたら、国内旅行に行きたいです。今は、福岡県や大分県、静岡県に行きたいと考えております。

さて、昨年来、新型コロナウイルスの蔓延により、当会の運営も難しい状況となっております。当会の運営だけでなく、社会活動全体が大きく制限され、人が集まるのが難しくなっています。

しかし、この状況に乗じた消費者被害も発生するなど、当会に課せられた使命は多いと考えております。

当会が、団体として力を発揮するには、三役や役員の方々だけではなく、会員の皆様が当会の活動に参画して、力を合わせていくことが必要だと考えています。

そこで、会員の方々の意見をできるだけ取り入れ、活動に参画したくなるような魅力的な会にしていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。





これから、私が弁護士業務をしていく中で、比較的取り扱うことが多い法律問題について、定期的に紹介をして行きたいと思います。第1回は、離婚問題です。

離婚事件で、まず問題になるのは、離婚の可否です。

離婚は、当事者（夫婦）が合意すればできますが、合意しなければ裁判で離婚することが必要となり、裁判で離婚するには、法律上の離婚原因が必要となります。

具体的には、不貞行為、3年以上の生死不明、婚姻を継続しがたい重大な事由などです。

ここで、注意が必要なのは、不貞行為が原因で離婚する場合、不貞行為をされた側は離婚を請求できますが、不貞行為をした側は原則として離婚を請求できない（請求した場合の条件は厳しくなる）ということです。

次に、婚姻費用や養育費の支払いですが、これについては、最高裁判所のホームページで算定表が公開されており、支払う側と受け取る側の収入を基に、算定表に従って算定されるのが通常です。

なお、婚姻費用とは、別居した夫婦が離婚するまでの間に、夫婦の一方が他方に支払う金銭で、夫婦の他方の生活費と子どもの生活費の両方を含みます。養育費とは、夫婦が離婚した後に、子どもを実際に養育しない側が実際に養育する側に対して支払う金銭で、子どもの生活費のみです（夫婦の他方の生活費は含みません）。

つまり、夫婦に子どもがいない場合、婚姻費用は発生するが、養育費は発生しないということで、このことを勘違いしている方も多いようです。

次に、財産分与ですが、夫婦それぞれが婚姻期間中に共同して形成した資産を、貢献度に応じて分配するもので、貢献度は5割（半分）とされることが多いです。

ここで注意すべきは、結婚前に形成した資産や、共同形成したとはいえない親から相続した資産などは財産分与の対象とはならないということです。

この他に、慰謝料の支払いが発生することもあります。これは、夫婦の一方が慰謝料を支払うべき違法行為をした場合にのみ発生するもので、たとえば、不貞行為やDVなどが挙げられます。

このような違法行為がない場合、基本的に慰謝料は発生しません。

離婚すれば妻が夫に慰謝料を請求できるとか、離婚を請求された側が離婚を請求した側に慰謝料を請求できるなどと勘違いしている方も多いようなので、注意してください。

以上が、離婚に関してよく問題になる点です。

あくまで基本であって、より詳しくは事件毎に異なりますから、詳しくは弁護士などの専門家に相談してください。





消費生活の窓



令和3年度「消費者月間街頭啓発」を実施しました



5月28日(金)に「令和3年度 消費者月間街頭啓発」を実施しました(協力:帯広警察署、音更町)。コロナ禍のため、今年度も被害防止ネットワーク会員によるグッズ手渡し啓発は実施せず、警察署員と消費生活センター相談員が町内4スーパー(オーケー、ハピオ、ダイイチ、ぴあざフクハラ)前にて街頭啓発を行いました。令和3年度の消費者月間統一テーマ「“消費”で築く新しい日常」とともに、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、適切な行動をとるよう呼びかけました。またコロナワクチン詐欺やATMを用いた還付金詐欺などの手口も紹介し注意を促しました。

◆当日の様子(音更町HP・まちの出来事一覧より)

https://www.town.otofuke.hokkaido.jp/oshirase/machidekigoto_r3.html



次回の街頭啓発は
8月30日の予定です

訪問販売お断りステッカーの活用を!

消費者が拒絶の意思表示をしているにもかかわらず行う訪問勧誘は、「北海道消費生活条例」により禁止されています。このステッカーを玄関に貼付することで拒絶の意思表示をしたことになりますのでご活用ください。消費生活センター及び役場町民課窓口で無料配布しています。



☆ 消費生活センター・受付件数(7月30日現在) ☆

☺5月 28件 ☺6月 26件 ☺7月 23件 令和3年度累計 99件

第一回役員会開催

7月29日(木)13時より今年度初の役員会を開催しました。街頭啓発の実施、各種研修・イベントの状況等の報告に続いて、協議事項として、消費者の集い、各部事業、北海道消費者大会等について協議をしました。コロナ禍にあって、街頭啓発・パークゴルフ等、今出来ることを進めていくこととしました。消費者の集いについては、今の状況では難しく、延期を決定しましたが、正式にはネットワーク幹事会で決定することとし、その他の事業は今後のワクチン接種状況等を見極めながら進めて行くことを確認しました。

音更町消費者被害防止ネットワーク

幹事会開催

役員会終了後15時より同ネットワーク幹事会を開催しました。昨年はコロナ禍にあって、合同での活動が出来ない状況で、久しぶりの顔合わせとなりました。その間に2団体の役員が交代。自己紹介から行い、ネットワークの経緯等について改めて確認し、各団体の近況報告の後に協議に入りました。各団体同様に事業が出来ていない状況で、合同での街頭啓発については様子見とし、消費者の集いについては来年への延期を決定しました。

最後に防犯協会より、未成年者のゲームアプリによる消費者被害について情報提供があり、他にも同様の最新事例について情報を共有しました。



事務局からお知らせ

創立60周年記念 北海道消費者大会(第58回)〈Web型開催〉

開催日: 9月17日(金)

大会メインテーマ「60周年記念 SDGsと私たちにできること」

基調講演①「くらしの中にもSDGs」(ビデオ録画)

慶應義塾大学 教授 蟹江 憲史 氏

基調講演②「世界の食糧問題と食品ロス削減」(ビデオ録画)

食品問題ジャーナリスト 井出 留美 氏

パネルディスカッション(リモートライブによる視聴参加)

内容【60周年を迎えてこれからの消費者運動を討論する】

(道協会会長・地域協会・学生(パネリスト)、他、全地域協会(視聴型)をリモートで結ぶ)

*当協会は代表して会長代行 辻副会長と田中副会長が参加予定です。

パネルディスカッションでご意見のある方は、事務局までご連絡下さい。 ☎ 67-5541



お待たせしました

パークゴルフ大会(交流部)

日時: 9月27日(月) 8:30共栄コミセン集合 9:00プレー開始

場所: 然別リバーフロントパークゴルフ場(音更町然別北8線51地先)

プレー用具: 各自持参 PG 場使用料: 協会負担

*各自マスクの着用をお願いします。(プレー中は着用しないでOK)

*プレー後の懇親会は行わず、参加者に持ち帰りお弁当を用意します。

*参加希望の方は事務局までお申込み下さい。(申込〆切: 9月21日(火)) ☎ 67-5541

*なお、新型コロナウイルス感染拡大状況により、変更になる場合があります。



中止 のお知らせ

一泊交流研修(交流部)

新型コロナウイルス感染防止により
今年度も中止とします。



くらしのサロン(啓発部)

新型コロナウイルス感染拡大状況を
みながら秋以降に実施予定です。